

令和3年度における修学旅行の対応について（案）

1 実施する場合に考慮すること

※ 緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウィルス感染症の感染状況によっては、延期又は中止を検討する。

- (1) 「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウィルス感染症対策本部決定）、「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」、「旅行関連業における新型コロナウィルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を踏まえ、旅行業者とも連携しながら、各所における感染防止対策を徹底する。
- (2) 学校の感染防止対策や感染時に学校・保護者がとるべき手順（以下、「対応手順」という。）を作成し、感染状況によっては中止もあり得ること等も含め、保護者に対して十分な説明を行う。
- (3) 旅行先は、現地の感染状況を踏まえて慎重に検討することとし、旅行中に生徒が体調不良になった場合、保護者が公共交通機関を使わずに現地まで迎えに来れることがある場所とする。
- (4) (3) の内容を踏まえて、保護者に対して参加同意書の提出を求める。
- (5) 本指針の内容については、今後の感染症の状況により変更することがある。

2 感染防止対策

(1) 全般

① 基本的感染予防策

- 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用する（熱中症により健康被害が発生すると判断した場合は、換気や人ととの距離を確保した上でマスクを外す。）。
- 手指消毒等を徹底する、特にバス乗降時、施設利用時等には、必ず実施する。

② 三密回避

- 可能な限り人ととの距離を取り、場合により会話を控えるよう徹底する。
- 各所において、集合して密を作る状況を避けるとともに、連絡体制を工夫する。
- 各利用施設の感染症対策ガイドラインに従って行動する。

③ 健康観察

- 各自分で体温計を持参し、健康チェックカードを用いて、朝・夕に健康確認をする。
- 自覚症状がある場合には、速やかに申し出るよう指導を徹底する。

(2) 出発前

- 修学旅行の2週間前から、健康チェックカードを用いて、生徒及び同居家族の健康観察を実施する。

- 修学旅行中は一定期間行動をともにすることを踏まえ、修学旅行の2週間前から、普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや不要不急の外出を控えることなど、感染リスクの高い行動をとらないように、家族全員の協力を依頼する。
- 保護者に対して、旅行先で体調不良者が出ていた場合、現地まで自家用車やタクシー等、公共交通機関を使わずに迎えに来ていただくよう承諾を得る（その際の費用が保護者負担になる場合の承諾を含む。）。
- 事前に入手した利用施設等の感染症対策に関するガイドラインを確認する。

(3) 移動

- 車内ではマスクを着用し、大声での会話は控え、車内アナウンス等の指示に留意する。

(4) 食事（宿泊施設を含む）

- 個人の配膳が望ましいが、バイキング形式の場合には、時間をずらすなど、密を避ける工夫をする。
- 喫食時はマスクを着用していないため、会話はせず、喫食後は速やかに退席する。

(5) 見学地

- 各見学地・見学会場のガイドラインに従って行動する。

(6) 宿泊施設

① 部屋

- 一部屋の人数が複数となる場合は、マスクの着用や換気を徹底し、寝室はパーティションで仕切る等の工夫を業者と協議する。
- 他の部屋との行き来は禁止する。

② 入浴

- 入浴スケジュール管理を行う（可能な限り一度の利用人数・利用時間を制限し、密集を避ける。）。
- 脱衣所ではマスクを着用する。また、脱衣所・浴室では人との距離を確保し、会話を控える。

3 実施の手続き

- (1) 岐阜県立学校管理規則第8条に則り、実施の1月前までに校外行事実施届（国内修学旅行）を提出する。
- (2) 校外行事実施届（国内修学旅行）とともに、「対応手順」を併せて提出する。